

ルソー的民主主義の機能的理念型を求めて

－ベクトルモデル試論－

高 島 純 子*

For a democratic functional ideal type of Rousseau
－ Preliminary essay of the vector-model －

Junko Takashima

本稿はルソーの民主主義理念の実現可能性を検証すべく、ルソーの理念を実現しうるような合意形成の在り方を機能的理念型として構築しようと試みた。それが本稿で作成したベクトルモデルである。このベクトルモデルは、ベクトル概念を応用して、まず個人の選好の志向性とその選好を実現すべく行使されるその個人の影響力の大きさを要素とする個人ベクトルを構成、その個人ベクトルが複数合成されることで社会集団を形成し、その社会集団は全構成員のベクトル要素を平等に反映する集団ベクトルを持つことになる様子を、多様な人々の多様な選好を一つの集団的選好に集約する選好集約モデルとしてまとめたものである。これは現実の事象を抽象化した実現可能性のあるモデルであり、さらにルソーの理念をかなえるものであることを検証して、ルソーの理念の実現可能性の確認とした。これらの検討の結果、本稿モデルが機能する機能条件として“市民的徳”検討の必要性が示唆された。

キーワード：民主主義 ルソー 実現可能性 合意形成 ベクトル

はじめに

民主主義は民衆による支配といわれ、それ故に人々の政治参加の自由と平等がいかにあるべきかが民主主義理論の主要な論点となってきた。そしてその政治参加の自由と平等を論じるにあたり、ルソーの理論は、その実現可能性に様々な難点を指摘されながらも、民主主義が守るべき自由と平等の理念を示したものとして、現代においても多数の民主主義研究に援用され続けている。しかし、実現可能性に難のある理念を現実事象の分析や理論的研究の判断・評価基準、あるいは目指すべき目標として用いるのであれば、その理念の難点、なぜこの理念が現実化され難いのか、どうすれば実現が可能になるのか、つまりはこの理念の基にある認識のどこに現実との齟齬があるのかを明確に把握したうえで用いるべきではないだろうか。

この点に関しては井上¹⁾がルソーのデモクラシー構想の実現可能性の問題を、すべての政治参加者が共通善へと動機づけられる動機づけの根拠が不明であるという点と、正しい意思決

2017年4月20日受理

* 尚綱学院大学 非常勤講師

¹⁾ 井上 (2012)

定のあり方や具体的枠組みが不明確であるという集合的意思決定の方法論の二点に焦点を絞り、民主的手続き主義のコーエン、エストランド、クリスティアーノの三者の理論を整理・検討し、その結果、「可謬的な市民が各自の善の自由な追求を可能にする適理的枠組みとしてデモクラシーを積極的に支えること、そしてそれを可能にする平等の基底のあり方を総括的に示す原理はありうるのだろうか。これまでの検討を踏まえると、そのような原理を提出することは難しいように思われる。」²⁾としている。

本稿は、この井上の検討と問題意識を踏まえて、異なるアプローチ、つまり合意形成の視点からこの問題に取り組んでみようとするものである。なぜ合意形成なのかといえば、ルソー的な民主主義の理念が「非現実的であるという批判は、市民的徳がデモクラシーの積極的原理になることをルソーが希望したことに対してなされたのではなく、市民の間に完全な合意が成り立つ可能性とそれが望ましいということを、彼が主張したことに対してなされたのである」³⁾との指摘による。ルソー理念の実現可能性の問題から言えば、市民の間に完全な合意が成り立つことが望ましいかどうかはとりあえず置いておくにしても、完全な合意が成り立つ可能性を主張したこと自体が非難されるのなら、まずその“市民の間に完全な合意が成り立つ可能性”というものが現実に存在しうるものか否か、から検討してみようと考えた次第である。

では、その“市民の間の完全な合意”とは何か？ ここでは少なくともルソー的理念の現実妥当性を問題にしているので、その合意が成り立つことによってルソーの理念が実現されるような合意の在り方を問題とする。その合意の仕組みが機能することによってルソーの理念が達成されるような、いわばルソー的民主主義の機能的理念型の模索である。そのような合意の仕組みの理念型を思考実験として構築したうえで、それが実際にルソーの理念に適合した結果を生むものかどうかを検討することでルソーの理念の実現可能性の評価を試みる。

1. 合意形成モデル：ベクトルモデル

以上のような問題意識から、本節ではまず、“比較的均質な構成員”ではなく、より現実に即した“多様な人々”の間でどのように合意形成がなされるかをモデル化し、次にそのモデルの合意形成機能がルソーの民主主義理念をどのように反映できているかを見て、ルソーの理念に合致する結果を生み出しうる合意形成の仕組みを構築する。

では、その合意形成モデルは何を対象に、どのような事象に焦点を当てて作られるべきだろうか。本稿は多様な人々からなる社会で、民主主義という人々が自らの選好に基づいて自分の属する社会を制御していこうとする状況を扱おうとしている。このような状況での合意形成とは、多様な人々が持つ多様な政治的選好を特定の社会的決定に集約していこうとする活動である。であれば、焦点となるのは選好の集約である。このような活動のモデル化に際しては、ベクトル概念を援用してみるのが有益ではないだろうか。というのも、人々の選好は実際の合意形成にあたって各々の意見（主張）という形で表出されるが、それらの意見は集約の過程ですれ違ったり、ぶつかり合ったり、近づいたり離れたりする。つまり、人々の選好（意見）は、

²⁾ 井上 (2012) p.153

³⁾ Lively (1975) p.195

ある方向性、向きをもって他者との間でやり取りされる。そしてまた、その集約の過程である意見が通り、他の意見が通らないという結果が生じるのは、採択された意見の発言者がそれ以外の決定参与者に対してより大きな影響力を持ったといえる。つまり合意形成の場での各々の選好は、志向性という“方向”と他者への影響力という“大きさ”を持つものと考えられる。よって、「向きと大きさを持つ」量や力を表現するのに適するベクトルという概念は、合意形成の場で集約される対象である多様な選好を表現するのに適した表現方法と考える。

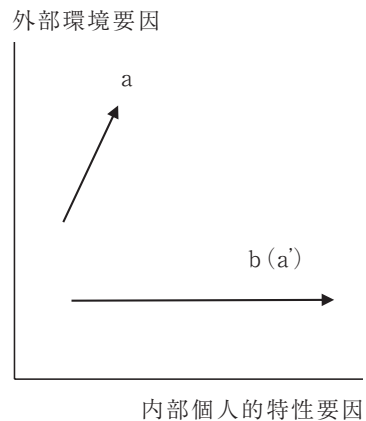
それでは、具体的にこのベクトル概念を用いて合意形成をモデル化してみよう。

1-1. 個人ベクトル

このベクトルを用いた合意形成モデルで基本要素となるのは、個人が持つ特定の政治的選好を表現した個人ベクトルである。この個人ベクトルの向きと大きさ、個人がある特定の志向の政治的選好を持つ要因やその選好を現実化させるための影響力をどの程度保有・行使するかを規定する要因は多様であり、それらの要因をどのような尺度で測って具体的なベクトルの向きと大きさを決める値とするかは、もしこのモデルを実証的なものにしようと思えばそれだけで大問題になるだろう。しかし本稿はまだそのはるか以前の段階、合意形成活動をベクトルでモデルとして表現できるかどうかを試している段階のため（それ故本稿を試論と題した）、そこまでの厳密さは提示できないし、する必要もないと考える。というのも本稿の目的はルソー的理念達成という目的の為の特定の機能を持つ合意形成モデルの理念型を示すことにあり、その理念型は言葉で表現することもできようが、より「直観的に把握させる暫定的例示」⁴⁾として図示するにすぎないからである。

例えば図1がその個人ベクトルの概念図であるが、縦軸を外部環境要因に、横軸を内部個人的特性要因に取っている。この図は、ある個人が、ある特定の個人的資質を持ってある特定の社会環境に生まれ育ち、ある特定の経験を経て、その結果、ある特定の願望を、その実現のために特定の熱情を伴って抱くようになった、として、そのような個人はその人なりの志向性（“方向”）の政治的選好を、その人の持つ個人的な能力や保有しえた政治的資源に応じた“大きさ”の影響力を伴って持つ、という文章の内容を表現したに過ぎない。この図の場合、上記にあげた政治的選好や影響力決定の諸要因はその個人の内部と外部の二つにまとめて表記したが、これは紙上ではベクトルを二次元でしか表記できず、よってその規定要因も二つの次元に大別せざるを得ないため、様々な要因をできるだけ包括的に包含できるよう、ある個人の内と外という二つの基準で分別した便宜的な尺度基準を用いたものである。要は、この図上の一つのベクトルで示される特定個人の選好とその実現のため行使される影響力の大きさは、その人の内部的要因と外部的要因とで規定される、というだけのことである。（この内外二分法の尺度基準は、確かに便宜的なものではあるが、今後このモデルで民主主義体制

図1 「個人ベクトル概念図」



⁴⁾ マックス・ヴェーバー (1998) p.302-303

の利点として集合知の問題も扱ってみたい目算もあるので、敢えて包括的な尺度基準を用いている。)そしてこの図に示した二つの矢印、 a と b は、二人の個人 a と b の同一時点で見た選好の志向性と影響力の大きさの違いとみることもできるし、あるいは同一個人が年を経て様々な経験を積みものの考えも変わって a から a' へと変化した状況を表現したとみることもできる。

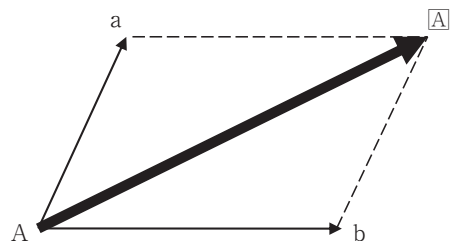
以下では具体的な合意形成過程の表現で主に複数人のベクトルを表記することになるが、この個人ベクトル表記の要点は各々のベクトルの間の相対的な向きと大きさの違いを見ること、多様な人々が持つ個人ベクトルは様々な向きと大きさを持つ、あるいは特定個人のベクトルも時間経過で向きと大きさが変化する、それだけを理解してもらえればよい。

1-2. 集団ベクトル (合意形成としてのベクトル合成)

前節で準備した個人ベクトルという要素を用いて、本節では複数の個人間の合意形成状況を表現する。ただ、本稿の合意形成モデルは前述のように特定の社会的決定への個人的選好集約過程を描こうとするものであるため、複数個人間での合意形成は個人的選好の社会化の営み、つまり複数個人間の合意で“個人的諸選好”がその合意形成活動により構成される集団の“集団的選好”へと集約化されていく過程となる。よって、複数の個人ベクトルが集約化されて生じるのは、それら個人を構成員とする集団の集団的選好を表現する集団ベクトルとなる。

まず、この個人間合意形成の最も単純な例として、二人の個人からなる合意形成を表現したものが、図2である。ここでは二人の個人 a と b が、各々の個人ベクトルを点Aを起点にベクトル合成した図として書かれている。つまり二人のベクトルがともに起点とする点Aが二人がともに属する集団、集団Aであり、その集団Aが集団として持つ選好はその全ての構成員である a と b の各ベクトルを合成したもの、集団ベクトル \boxed{A} となる。

図2 「二者間の合意形成」



では、なぜここで二人の個人の合意形成が二人の個人ベクトルの合成ベクトルとして表現されているのかといえば、単にそれがベクトルだから、ベクトルの足し合わせを初等数学の知識を応用してベクトルの合成と表記したものではない。この二人の合意形成がベクトル合成なのは、本稿冒頭「はじめに」で述べたように、本稿が求める合意形成モデルが、最終的には“市民の間の完全な合意”が成り立つことによってルソーの理念が現実化されるような合意の在り方を模索することによる。というのも、シャピロによれば、現代の民主主義理論の主要な見解の一つ、ルソーの理念の実行可能性を検討する集約的理論は「ルソーが『社会契約論』において提示した問題を系統立てて議論する～(省略)～この(集約的理論家の)議論では、選好は所与のものとし、どのように選好を集計することが望ましいかという問題」に関心を持つ(太字筆者)⁵⁾という。この立場に倣って個人ベクトルの集団ベクトルへの合成を考えるとすれば、

⁵⁾ Shapiro (2002) p.4

選好は所与のものとするのであるから合成に参加する各ベクトルは、合成に際し大きさも向きもそのまま合成、つまり合意形成に至らなければならない。

このような選好間の合成を検討するには、そもそも、起点Aを共にする異なるベクトルの存在の表現が何を意味するのかを考えなくてはならない。ここでは個人aは集団Aが自分のベクトルの志向する方向に向かっていくべきであると考え、そのためにそのベクトルの大きさで他者に影響力を及ぼす意思を持っている。つまり個人aは集団Aの在り方をその個人ベクトルの起点からベクトルの矢印の先端まで移動させようとしている。他方、個人bも同様に、集団Aの在り方を自分のベクトルの先端に移動させようとしているのである。この意味で両者のベクトルの先端は両者がそれぞれ望む終着点であり、この両者間で合意を形成するとは両者間の終着点を一致させること、しかもそれぞれの個人ベクトルには変更を加えてはいけなく、であるなら唯一可能な方法はそれぞれのベクトルをこの二次元の平面上で平行移動させることによって、両者の終着点が一致するような二つの個人ベクトルの在り方を探るほかはない。その二つの個人ベクトルの平行移動で矢印の先端が一致する唯一の位置が、まさに数学的なベクトル合成によって得られる位置なのである。

ちなみにこのような合意形成の姿が現実的にどのようなものなのかは、交渉学の文献に読み取ることができる。例えばフィッシャー&ユリーは「交渉とは、他人への要求をなるべく通そうとするとときに用いる基本的手段である。別の言い方をすれば、共通する利害と対立する利害があるときに、合意に達するために行う相互コミュニケーションである。」⁶⁾と交渉を合意形成手段と定義づけたのち、望ましい合意形成の在り方、交渉術として、「それぞれの側は他方の利害を理解するようにならなければならない。」⁷⁾つまり「問題の状況を相手方の立場に立って見る」ということは極めてむずかしいが、それをなしうる能力こそ交渉者の持つべき最も重要な資質である。」⁸⁾「物の見方、考え方の違いに対処する一つの方法は、その相違点をはっきりさせ、それについて相手とじっくり話し合うことである。自己流に解釈して相手を非難するのではなく、その問題についての認識の違いを率直に話し合えば、自然に相互理解が生まれ、お互いに他の言い分を真摯に受け止めることができるようになるであろう。」⁹⁾「交渉において成功するかどうかは、相手方がこちらの望んでいるような決定をするかどうかにかかっている。したがって、決定しやすいようにしてやるべきである。相手方にとって事をむずかしくするよりも、できるだけ苦痛を与えない選択を与えるほうが望ましい。とかく人は自分の提案の長所を過大評価し、相手にとっての利益まで考慮しようとはしないものだ。目前の自己の利益しか見ない視野の狭さを克服するには、相手方の立場に自分自身を置いてみよう。相手の気をそそる部分が少しもないような提案では、とうてい合意はありえない。」¹⁰⁾等を合意形成の成功のポイントとして挙げている。交渉を自分に有利に進めるにはそれなりのテクニックも効果的かもしれないが、交渉を合意にまで導くには相手の立場を理解する、そしてそのためには相

⁶⁾ Fisher & Ury (1981) p.9-10 同書からの引用文の太字表記は本稿筆者による。

⁷⁾ Fisher & Ury (1981) p.34

⁸⁾ Fisher & Ury (1981) p.48

⁹⁾ Fisher & Ury (1981) p.53

¹⁰⁾ Fisher & Ury (1981) p.134

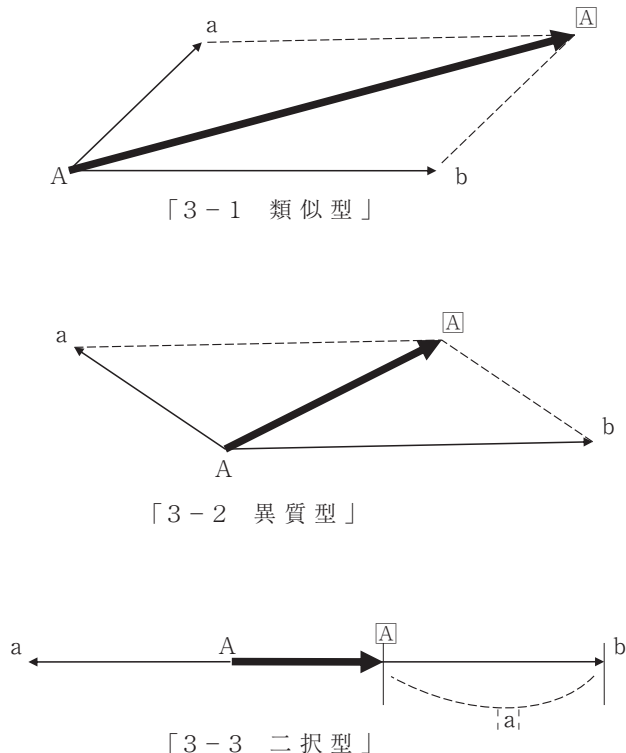
相手の立場に自分自身を置いてみる必要があるというのである。

これがまさに本稿モデルの個人ベクトルの合成においてなされていることである。個人 a と b は各々、自分のベクトルの先端にある終着点に行きたいという立場にある。そこで a は b のベクトルの先端に自分のベクトルを置いてみ、b も同じように a の先端に自分のものを置く。すると a と b 双方にとって、相手の立場に立って自分の選好をとらえなおした場合の自分の選好の行き着く先が理解でき、それが一致することで双方納得できる合意が成立しうるのである。

それでは、この二つの個人ベクトルの合成によって得られた集団ベクトル \boxed{A} とは、具体的には何を意味するのか？ 集団 A のあるべき姿について全く異なるイメージを抱いていた二人が最終的に到達する集団 A の在り方はどのようなものなのか？ 少なくとも図上から読み取る限りそれは両者のイメージの間にある双方の望みを調整し妥協した姿であり、二人は集団 A をこのような姿にあらしめるためになら協働して自分の影響力を発揮する結果、集団 A は \boxed{A} のような大きさの影響力を持つことになる。この \boxed{A} は合成前の二人の個人ベクトルからは方向性がずれているものの、選好の異なる相手と一つの集団で共存、協働していく上では修正は避けられない。そしてこの修正は互いの選好をそのままに互いに尊重しあった結果という意味では互いに平等で納得しうる修正となる。

この個人ベクトルの合成によって生じる集団ベクトルの大きさは、集団を構成する構成員の選好の類似性が高い（志向する方向性が近い）場合ほど協働効果が働いてより大きな集団ベクトルを生む結果になるが、構成員の選好の異質性（志向する方向性が逆方向）が高ければ高いほど、相互のベクトルの間に相殺効果が働いて最終的に形成される集団ベクトルは小さくなってしまふ。この構成員間の選好の類似性（異質性）の高さと合成される集団ベクトルの大きさについての関係を、想定しうるパターンとして類型化したものが 図3 である。この図の「3-1 類似型」と「3-2 異質型」が上述の類似性が高い場合と異質性が高い場合に当たり、現実的にも経験上妥当なものと思われるが、注目すべきは「3-3 二択型」である。このケースは両者の選好が正反対、起点 A から右へ行くか左へ行くかの二択で正反対

図3 「ベクトル合成パターン」



の方向に分かれ、互いに**調整・妥協の余地がない場合**であり、双方の主張は相殺しあって、結果的にここでの集団ベクトルの大きさはよりベクトルの大きな主張の方向への両者のベクトルの大きさの差分の大きさしか残らない。これは集団Aのとり得る**集団ベクトルの大きさの最小値**になるが、実はこれは民主的意思決定手段の常道として多用される「多数決」の状況でもある。ある事案に賛成か反対かのみで意見を求めるだけでは、特定の方向により大きなベクトルを持つ多数者の選好のみを取り上げ、少数者の選好を相殺して消してしまうことになり、敗者となり不満を持つ少数派は多数派への協調・協働を拒んで結果的に集団の動きの足を引っ張るような状況を生む。本稿の単純なベクトル合成モデルでもこのような多数決の弊害が簡単に確認できるが、この状況がルソーの理念にどのような意味を持つかは後述する。

以上、**本稿の合意形成モデル**（以後、このモデルを**ベクトルモデル**と称する）のいちばん基本の形、二人の個人からなる合意形成を見てきたが、これは集団の構成員が三人以上の多数の場合でも数学的ベクトル合成で可能であると考えられる。であれば、ある集団を他者と共に構成しようという者が、その**集団の意思決定を基本的に他の構成員とのベクトル合成でなすことを承知する限りにおいては**、原理的には集団構成員の数には制限がない。どれほど多数の構成員間の合意形成であろうとそれがベクトル合成による合意である限りにおいて、合意形成に参加する全員の選好はそのままに、しかもベクトル合成という同一ルールによって全員平等になされるのであり、その意味で全員が納得できる合意形成が可能になる。

しかし、多数の構成員間のベクトル合成での合意形成を**現実問題として考える**となると、問題が生じる。現実にはこのような合意形成を行おうとすれば、相手の立場を知り、相手にも自分の立場を承知してもらうためのコミュニケーションの手間暇と時間がかかり、構成員の数が膨大になればベクトル合成での合意形成コストも膨大になる。そこで考えられる具体的対応策は、人々が現実的に許容可能な範囲でベクトル合成の小集団を組み、そのような小集団が同様に形成された他集団と集団同士でベクトル合成をする、そうしてより大規模な集団を形成しながらベクトル合成の原則は守り続けることである。構成員を100名ずつ抱える二つの集団が協働しようという場合、新たに作られる集団がいかにあるべきかを合計200名で個人ベクトルの合成から新たにやり直さねばならないとしたら大ごとだが、各々自集団の構成員の全ての選好を反映する集団ベクトルを持ち、相手との併合をベクトル合成で行う意思のある相手集団と集団ごとベクトル合成するのであれば、100名ずつの小集団二つは一度の合成で200名のより大きな集団一つへと集約され、しかもこの新集団の構成員200名すべての選好はベクトル合成の手法でなら集団ベクトルの構成要素（合成ベクトルに接する点線部分）として集団ベクトルの形成に反映されており、新集団においても確保されているのである。このような集団ベクトル間の合成の状況は、現実の民主主義制度にも採用される代表制、特に政党制の表現に適するだろう。

このような集団間のベクトル合成がさらに大規模な上位集団へと進展し続け、もし国家レベルまでの大きさには達することができたとすれば、このようなベクトル合成の理念で統合された国家はその国民一人一人の選好を適切に反映し、それ故その統治に国民から正当性を与えられた存在となりうる。理想的民主主義国家の誕生である。

このような民主的国家が他の国家とベクトル合成で併合しあうならさらに大規模な統一国家の形成となるだろうが、このような大規模な領域にまでベクトル合成が適用できるのかどうか

は慎重に検討せねばならない問題だろう。少なくともベクトル合成は基本的に個人的な了解に基づく個人的な関係、私的領域での合意形成に基づく合意形成モデルであり、市民社会領域までなら公的領域にも接近できるかもしれないが、権威や権力が関わる公的領域（公式な政治制度）そのものの合意形成では別のメカニズムを検討する必要がある。それはそれで非常に興味深い問題であるが、それは本稿の範疇を超えるので、別稿にて検討することとしたい。

2. ベクトルモデルとルソー的民主主義

前章ではルソー的民主主義の理念を現実達成できるような合意形成モデルとしてベクトルモデルを考えてみたが、では実際、このモデルが生み出す結果はルソーの理念にどれほど合致しているだろうか？ 本節ではその問題を検討する。

ベクトルモデルを評価する基準として、本稿ではまず以下に宇野の「<ルソー型>民主主義の隘路」¹¹⁾の一節を借りる。

ルソーは問う。すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、自由であり続けることは可能か。答えは社会契約しかないといはいう。すなわち、すべての個人は、他の個人と同一条件の下、一つの社会の構成員となる契約を結び、その社会の共通の意志に従うことを約束するのである。

問題は社会の共通意志だ。もちろん、一人ひとりの個人には意志がある。とはいえ、それらはいわば、特殊意志にすぎない。かといって、特殊意志をただ集計しても、ばらばらな個人の意見の総体であることに変わりはない。

ここでルソーは、「一般意志」という概念をもち出す。一般意志とは、ばらばらな個人の意志の単なる集計ではない。社会が真に一体になった時に現れる、「共同の自我」の意志こそが一般意志である。社会が一つの自我をもつというのは、いささかオカルト的にも響くが、ルソーはもちろん大真面目である。

それどころか、共通の意志である一般意志が各人の特殊意志と食い違った場合には、一般意志の方が優越するとルソーはいう。一般意志の方が正しいのだから、特殊意志はそれに従って当たり前というわけである。むしろ一般意志に従うことで、人は「自由であるように強制される」とさえいう。

一般意志とはいわば究極の理想であり、人々はそこには到達できないとしても、議論を繰り返すことで少しでも近づいていく、いわば目標のようなものであるという解釈がある。

(略)

とはいえ、真に一体化し共同の自我をもつに至った社会の一般意志というフィクションに頼ることなしに、民主主義を擁護することはできないだろうか。

(略)

とはいえ、民主主義にとって一般意志とは、そこまで不可欠なフィクションなのだろうか。一般意志というフィクション抜きに、民主主義を構想することは不可能なのだろうか。

¹¹⁾ 宇野 (2013) p.13-15

どうしても疑問は残る。

以上が宇野によるルソーの理念の概括である。宇野はこの概括の最後にあるように、そしてこの概括のある節を「<ルソー型>民主主義の隘路」と名付けたように、ルソーの社会統合構想とそのための一般意志の主張に実現可能性の障害を見ている。しかし、本稿が前章で構築したベクトルモデルにおける集団形成は、規模の問題こそあれ、ルソーの社会統合に合致するものと思われるし、集団形成の結果生じる集団ベクトルこそ、その集団の一般意志といえるように思う。

例えばこの概括の冒頭、「すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、自由であり続けること」についてであるが、これこそがベクトルモデルの合意形成の特徴である。ベクトル合成は自分とは異質な他者との集団形成、つまり結びつきを作るものだが、ここでは集団に参加する各個人の選好は合成前のまま変化せず、自分のありのまま、自分の望みのままの状態で作成され、集団ベクトルの中に反映されている。これが自分にしか服従せず、自由であり続けている状態であるというのは、このようなベクトル合成ができなかった場合、つまり「3-3 二択型」で、多数決決定で合意形成がなされた場合と比較することによって明らかになる。

多数決については、ライヴリーが「確かに、たいていの場合、多数決制は、デモクラシーに最もつながりやすい決定方法であろうが、デモクラシーを多数決制と絶対的に同一視することは不可能である。」¹²⁾と、端的に述べている。というのも、ライヴリーによれば、「デモクラシーは特定の制度や方法によってではなく、極大化されるべき諸目的としてのみ定義されよう」¹³⁾と民主主義を定義づけるが、その民主主義の定義基準「極大化されるべき諸目的」は、ルソーの場合、何ものにも支配されない自己決定という意味での完全な自由であり、また、完全な遡及的平等である。¹⁴⁾

多数決問題に関連して、遡及的平等を、将来的平等とともに、ライヴリーは以下のように説明する¹⁵⁾

～ 下されたある決定を見て、各人が平等にその決定を行った場合、遡及的平等は達成されたといえるであろう。下される予定の決定を考えて、どの個人や集団も、その決定を行うのを妨げられる特別の制約を受けていない場合、将来的平等が達成されている、といえるであろう。

ある決定に反対投票をしたものは誰も、その決定を行ってはいない。多数決制では、敗北した少数者は決定を行っていないし、遡及的に見れば、その個別の決定に関する限り、少数者のメンバーは多数を構成しているメンバーとの平等を達成してはいない。全員一致、つまり決定への完全な同意が得られる場合にのみ、全員がその決定を行ったといえるから

¹²⁾ Lively (1975) p.79

¹³⁾ Lively (1975) p.79

¹⁴⁾ Lively (1975) p.32

¹⁵⁾ Lively (1975) p.30

である。完全な合意がある場合にのみ、遡及的な平等を得ることができるのであり、全員の同意による以外、決定を準備するいかなる手続きも、遡及的な平等を保証することはできないのである。ゆえに、完全な合意を必要とする手続き、つまり全員一致の手続きこそが、最も決定的に政治的平等の要求を満足させるように見えるかもしれない。しかし、事実はそのとはいかない。全員一致だけが、遡及的な平等を完全に達成するだろう、ということと、全員一致の条件が、遡及的な平等を達成するだろうと言うことは別の事柄である。なぜなら、全員一致の手続きは、実際に完全な合意に達することを保証してはいないし、合意が不完全な場合は決定がなされない、ということすら保証してはいないのである。～

個人ベクトルの合成は、合成に参加する構成員全員が同一のルールで平等に合成され、しかもそれは自分が相手の立場に立って見ることで自分の立場の変更を受諾する、という自己を拘束する自己決定を構成員相互に行い合った結果として生じる。さらにそれは合成される両者の選好の終着点を一致させる完全な合意である。全員一致が必要なのは、集団を形成し始める際、その形成に参加しようとする者たちが合意形成をベクトル合成で行うことに同意する、ただその一点のみなのである。この意味で、ルソーは通常の合意形成には全員一致を求めず、ただ社会形成の初めに皆が社会契約に全員一致で合意することを求めた意味が理解できる。そして彼の社会契約の意図がベクトル合成への同意であったのなら、ベクトル合成で形成された社会集団では自己決定という自由と遡及的平等、双方の極大化が実現するという意味で、ルソーの理念を実現できるのである。

これに対して二択型の多数決決定の場合はどうか。前述のようにこのケースでは双方が全く相容れぬ自己主張を曲げず、一切の調整や妥協が生じないがため、この場合の集団ベクトルは双方のベクトルの大きさの差分が、大きい方のベクトル上に生じるのみになる。他の合成パターンでなら集団ベクトル自体に明示的には見えない合成参加者の選好も点線部分へと立場を変更（線分の移動）しただけでそのまま存在していることが示されるのに、二択型の多数決では小さい方のベクトルの選好は完全に打ち消されており、多数決の少数者は多数者に自己の選好を一方向的に抑圧されただけで、その意味で決定に参加していないことになる。ルールが平等に適用されたという形式的な平等は存在しても、多数決の少数者にはルソーの求めた遡及的な平等は存在せず、自己決定の自由もない。この意味で、実は多数決制度は全構成員の自由と平等を求めたルソー理念に適した合意形成制度ではなく、ベクトル合成こそがルソーの求めた合意形成の在り方だったのではないか、と思われる。

それではなぜルソーがその著作で合意形成手段に多数決を推奨していたかといえば、おそらく、ルソーがその思想を紡いだ当時には民主的意思決定制度といえど多数決程度しか知られておらず、あるいはたとえルソーがベクトル合成的なイメージを自分の脳裏には描いていたとしても、ベクトル合成はその参加者が拡大すればそれだけ合意のためのコストが飛躍的に増大してしまうとの現実的な理由でその実施を実現できるとも思えず、結局、便宜上の措置として、彼は彼の社会統合構想を機能させる合意形成手段に本来はルソー的な手段ではない多数決を使わざるを得なかったのではないかと思われる。そして、その手段上の無理が遡及的に彼の社会統合構想全体に及んで、結局、社会統合のために人々をつなぎ留めておく「かすがい」役として、一般意志などというフィクションを持ち込まざるを得なくなったのではないだろうか。

もしルソーの理念を実現させうる合意形成メカニズムが本稿のベクトルモデルであったなら、前述の宇野の概括で、ルソーが一般意志と各人の特殊意志が食い違った場合、一般意志が優越するというのも当然である。集団ベクトルへの合成では、(多数の個人ベクトルが一つの集団へと合成がなされた場合にたまたまそのうちのごくわずかなものが偶然最終結果の集団ベクトルとまったく同じ志向性をもつかもしれない可能性までは否定しないものの、) 異質な志向性をもつ他者との合成である以上、基本的には合成後に個人の選好と集団の選好は食い違わざるを得ないはずである。そして、前述のように集団への合成による各個人ベクトルとの志向性の食い違いは、事前に皆が了解済みのはずのことなので、個人ベクトルより集団ベクトルの志向性が優先されるべきは当然なのである。

そして、ベクトル合成で集団の合意形成がなされればこそ、個人は**自動的に**上述の自由を享受する。自分の合成前の選好を(図の点線の位置に平行移動する立場の変更はあっても) 集団ベクトルの構成要素として元のままの自分が望んだとおりの志向性と大きさで、つまり「**他者による抑圧を受けない**」形で集団の選好に反映させうる、その意味で「自由であるように強制される」ことになる。

以上の検討からすると、ルソーの社会統合構想は、合意形成手段にベクトル合成を用いてさえいけば、そして適用領域の規模の問題に留意しさえすれば、ルソーの理念の意図したように実現しうるはずだったものと思われる。

おわりに

以上、本稿はルソーの民主主義理念の実現可能性を検証すべく、従来のルソー研究のアプローチとは異なる合意形成の観点からルソー的民主主義の機能的理想型構築を試み、先行研究の成果を用いてベクトルモデルを作成、そのモデルの生み出す結果のルソー理念との適合性の検討まで行ったことで、一応当初予定の本稿課題、ルソーの理念は実現可能かという問いに、ベクトル合成という合意形成手続にその社会集団全構成員の同意が得られる限り、という条件付きで可能との結論を得た。つまりベクトル合成手続きで選好の異なる他者との合意形成に他者との相互尊重で臨み、合成結果の集団ベクトルはそのうちに自分のベクトルも他者のそれと平等に反映されていることを理解の上で、合成前の自分の選好と完全に一致しなくても受け入れる、調整と妥協の必要な手段であることを了解すれば、ルソーの理念は実現の可能性があるのである。

この結論により、ルソーの理念の一般意志や共通善の価値問題及びその動機付けの難問に解決が付かなくても、他者との相互尊重や調整・妥協を受容する人々の間で行われる限り、という留保付きでなら、ルソー的理念や価値の現実性を自分なりに確信できたのである。が、逆に、その留保をつけねばならないという状況が理解できたからこそ、ルソーの“市民的徳”の問題も検討せねばならないのではないかと考えるようになった。それも、その“市民的徳”とは何かを検討するだけでなく、その徳が現実の人々の間で実際に機能していなければルソー的理念の実現は難しいということになる。どうすれば徳のような特定の価値観を、市井に生きる現実の、それこそ多様な人々に受け入れてもらえるのか。しかも、ルソー的な自由や平等の理念の本質を毀損せずに。

これは、本稿冒頭で取り上げた井上論文でルソー的理念の現実化には共通善の動機づけと合意形成メカニズムの二つの問題があると指摘されている通りであり、本稿はその二つの問題のうちの一つ、合意形成メカニズムに一応の説明をつけられたにすぎない。やはりルソー理念の全き実現にはその二つの問題どちらもを究明の対象とせねばならなかったようである。今後への重要課題である。

【参考文献】

- 井上彰（2012）「デモクラシーにおける自由と平等 デモクラシーの価値をめぐる哲学的考察」, 斎藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』第6章, 日本経済評論社。
- 宇野重規（2013）『民主主義のつくり方』筑摩書房。
- マックス・ヴェーバー（1998）富永祐治・立野保男訳『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波書店1998年。
- Roger Fisher & William Ury（1981）*GETTING TO YES*, Houghton Mifflin. 金山宣夫・浅井和子訳『ハーバード流交渉術』三笠書房1990年。
- Jack Lively（1975）*Democracy*, Basil Blackwell. 櫻井陽二・外池力訳『デモクラシーとは何か』芦書房1989年。
- Ian Shapiro（2002）*The State of Democratic Theory*, Political Science. 中道寿一訳『民主主義理論の現在』慶應義塾大学出版2010年。